

## 環境審査顧問会自然環境分科会

### 議事録

1. 日 時：平成21年9月29日（火）16：00～17：10

2. 場 所：経済産業省別館10階 1042号会議室

3. 出席者

（顧問）

渡辺主査、河野顧問、森川顧問

（経済産業省）

吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他

4. 議 題： 関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について  
補足説明資料について  
環境影響評価準備書に係る審査書（案）について

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配布資料の確認

（3）関西電力株式会社姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書について、事務局から「環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答」及び「補足説明資料」について説明を行った後、質疑を行った。また、「審査書（案）」について説明を行った後、質疑を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

<補足説明資料について>

【顧 問】 コアジサシの繁殖地として創出する裸地について、盛土法面の緑化に使用するものは草本類だけか。

【経 産 省】 詳細はこれから事業者が検討していくことになるが、現在、事業者から聞いているのは草本類だけである。

【顧 問】 コアジサシは国際希少種であり保護することは理解できるが、マツバランについては、元々埋立地であり、その場所に生育していなかったものが入り込んできたものである。保護することは結構だが、マツバランが確認された場所は、

本事業による影響がない場所であり、どこまでを対象に、どの程度まで保護するのかという点について、事務局として基本的な考え方を整理しておくべきではないか。

環境アセスの対象外となる工場等の建設では、動植物の調査や重要な種の保護は何も行われないうまま事業が進められることもある。環境アセスの対象となる発電所の建設事業と比較すると取扱いのギャップがあまりに大きいのではないか。

【経産省】 補足説明資料に記載のとおり、事業者は本事業の実施によるマツバランへの影響はないものと考えているが、重要な種の保護という観点から、適切な育成に取り組むということである。これは、環境影響評価における環境保全措置とは別の行為と考えている。

検討の結果によっては移植を行わず、現状のまま、例えば、人が入らないように囲いを設置する等によりマツバランの保護を図るということも考えられるが、今回のケースは、事業者が非常にまじめに対応している結果と考えている。環境アセスにおいて、一律に同様の措置を義務付ける必要はなく、事業に伴う影響がない場合についてまで措置を行わなければならないものではないと考えているが、どこまでを対象とするのについて、今後考え方を整理していきたい。

#### < 審査書(案)について >

【顧問】 審査書(案) P10 の人と自然との触れ合い活動の場のところで、予測地点 A、B 及び C との記載がある。予測地点 C は、「市道白浜 149 号線の予測地点 C」との記載もあるので問題ないが、その他の地点については、この記載でどの場所なのかが分かるのか。予測地点 A 及び B についても、場所が分かるように記載すべきではないか。

【経済省】 記載について検討する。

【顧問】 将来混雑度について、審査書(案) P10 では 0.07、審査書(案) P14 では 0.06 となっており、値が異なっている。間違いではないのか。

【経済省】 工事中の影響と、施設の稼働の評価をしており、予測している時期が異なる。

【顧問】 どちらも同じ「将来混雑度」と言う表現を使っているため、わかりにくいのではないか。

【経済省】 予測の対象及び時期が異なっていることがうまく表現できていない。表現について検討する。

【顧問】 審査書(案) P13 の 2.2.1 項における植物の重要な種の記載について、第 2 段

落目は不要ではないか。第1段落目で重要な種を取上げており、第3段落目ではその重要な種に対する措置が記載されているが、第2段落目では「重要な種」という言葉が出てこない。

【経済省】 第2段落目では講じる環境保全措置を記載し、第3段落目以降では個別の重要な種についての予測結果を記載している。これは、ほかの項目についても同様である。

【顧問】 それではせめて、第1段落目と第2段落目を入れ替えたほうがいいのではないか。

【経済省】 準備書の記載の順番に合わせているものであるが、検討する。

【顧問】 審査書(案)P13 最下行の「周辺の自然環境と調和するものとなっている」との表現について、「周辺の自然環境」とは何を指すのか。また、補足説明資料P10 について、この写真はどこかに引用するのか。デジタルデータを拡大しただけであり、見栄えがよくない。

【経済省】 準備書に発電所の写真があり、補足の説明として、この準備書の写真を拡大したものを使用している。

【顧問】 補足説明資料としての写真であればよいが、評価書等に掲載するには適当ではない。

【経産省】 評価書に反映されることはないと考えている。

【顧問】 「周辺の自然環境」について、「周辺」は不要ではないか。

【経産省】 「自然環境」という用語には違和感がある。

【顧問】 「周辺の環境と調和している」とすればよいのではないか。

【経産省】 検討する。

【顧問】 審査書(案)P13 のイトトリゲモの環境監視について「水温を適宜確認する」と記載しているが、「確認」という表現は間違いではないのか。

【経済省】 移植先の池の水温のことであると思われるが、確認する。

【顧問】 人と自然との触れ合い活動の場に関する記述で、「将来混雑度」と言う言葉と数値がいきなり出てくるが、どういう概念であるのかがわからない。

【経済省】 「将来混雑度」の説明を追加する。

【顧問】 審査書(案)P6 に「循環水ポンプ等等」と記載されているが、誤記のため訂正してほしい。

【経済省】 訂正する。

【顧問】 審査書(案)P8 の緑化計画について「適切に生育管理」と記載されているが、普通は「育成管理」であり、「生育管理」ではニュアンスが異なる。単に「適

切に管理」で十分ではないか。

【経済省】 検討する。

【顧問】 「将来混雑度」は単位がない数値とのことだが、どのような概念なのかが分かるような記載としていただきたい。

【経済省】 検討する。

【顧問】 緑化計画は従来よりも充実するのか。もし積極的な改善があるならば、記載した方がよい。

【経済省】 緑地の部分はあまり変わらないが、現状よりよくなるならば記載したい。

【顧問】 緑化計画に関することではないかもしれないが、コアジサシの繁殖地として創出する裸地の法面緑化も含まれるのではないか。それも含め、全体的に表現を厚くしたほうがよいのではないか。

【顧問】 量的には変わらなくても、質的に改善される点があれば追加してほしい。

【経済省】 本事業で変更する部分を確認して、改善される点があれば審査書に記載する。

【顧問】 前回の火力部会でも確認したが、二酸化炭素の排出量の記載はどうなっているのか。総排出量は変わらないが、発電電力量当たりの排出量は低減されると言う表現なのか。

【経済省】 審査書（案）では従来どおり、発電電力量当たりの排出量が下がるため影響が低減されているとしており、総排出量については言及していない。

【顧問】 原単位ではなく、排出量で見た方がいいのではないか。

【経済省】 本件の発電所単体で見える場合と、関西電力全体で見える場合、若しくは電力業界全体を見る場合とで評価が変わってくる。関西電力全体で見ると、発電電力量が変わらない場合、原単位が低い発電所ができる二酸化炭素の排出量は減少することとなるが、現状の審査書（案）ではそこまで踏み込んだ評価はしていない。

【顧問】 総排出量は現状と変わらないので目立ってしまう。審査書には関西電力全体としての取り組みを記載するなど、内容を工夫する必要があるのではないか。

【経済省】 アセスの審査書としてどこまで記載すべきなのかということになるが、最終的にどういう表現にするかは、大気分科会での意見もふまえて、検討したい。

以上